

争議行為の通知の公表

青森県青森市長島 2 丁目 10 の 17 に所在する青森民主医療機関連合の執行委員長片川和茂から労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和 21 年勅令第 478 号）第 10 条の 4 第 4 項の規定により公表する。

令和 5 年 5 月 1 6 日

青森県知事 三 村 申 吾

- 1 争議行為の目的 生活を守る賃金と雇用の確保等
- 2 争議行為の日時 2 0 2 3 年 5 月 2 4 日（水）
午前 8 時 4 5 分より 9 時 1 5 分まで
- 3 争議行為の場所 青森保健生活協同組合の全職場、または一部
一般社団法人 あおもり健康企画の全職場、または一部。
社会福祉法人 虹の全職場、または一部
- 4 争議行為の概要 上記の場所で全体的あるいは部分的に、あるいは断続的に全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為を単独または、併用して行う。